

「遺産分割」 ～付随する問題も含めて～



令和3年9月6日

よつば総合法律事務所

- * 弁護士15名, スタッフ19名が所属(2021年2月現在)。
- * 柏事務所, 千葉事務所、東京事務所の3拠点体制
- * 不動産、企業法務(人事労務, 債権回収, 契約書等), 交通事故, 相続が中心業務



名称	よつば総合法律事務所
代表	大澤 一郎(登録番号29869) 千葉県弁護士会所属
住所	〒100-0005東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階 〒277-0005千葉県柏市柏1丁目5番10号水戸屋壱番館ビル4階 〒260-0015千葉市中央区富士見1-14-13千葉大栄ビル7階
電話	柏事務所: 04-7168-2300 千葉事務所043-306-1110
FAX	柏事務所: 04-7168-2301 千葉事務所043-306-1114
E-MAIL	info@yotsubasougou.com
設立	平成20年4月(資本金900万円)
所員	弁護士16名スタッフ19名



よつば総合法律事務所 弁護士・税理士

(柏市, 千葉市に事務所, 弁護士16名, スタッフ19名)

広島県生まれ

私立修道中学・高校卒業

東京大学経済学部経済学科卒業

株式会社ドールマーケティング部所属

明治大学法科大学院(既修者コース)卒業

司法研修所入所(64期)

弁護士登録(千葉県弁護士会松戸支部所属)

税理士登録(千葉県税理士会柏支部所属)

メールアドレス kobayashi@yotsubasougou.com

1 遺産分割全体の流れ

全体の流れ

- 1 相続人の範囲確定
- 2 遺産の範囲確定(債務を含む場合もあり)
- 3 遺産の評価
- 4 具体的相続分の確定(特別受益・寄与分)
- 5 分配方法の決定
- 6 遺産分割協議書作成及び名義変更手続等を行っていく

2-1-1 相続人の範囲

事例

- 1 被相続人Aには子B・Cがいました。Cは先に死亡しましたが、Cには、子D・Eがいました。Aが死亡した時の相続人は？
- 2 被相続人Aには、実子Bがいましたが、Cと養子縁組をしました。その後、Cは結婚しDが産まれましたが、Cは死亡しました。Aが死亡した時の相続人は？
- 3 被相続人Aには、実子Bがいました。AはCと養子縁組を行いました。その際にCには子Dが既に産まれていました。その後、Aが死亡した時の相続人は？

2-1-2 相続人の範囲

事例

4 被相続人Aは独身で子供がおらず、既に親は死亡していますが、兄弟B・Cがいました。Cが死亡していますが、Cには、子D・Eがいます。Dは死亡していますが、Dには子Fがいます。Aが死亡した時の相続人は？

5 被相続人Aには、子B・Cがいました。子Bは既に死亡していましたが、Bには子D・Eがいます。Dは死亡していますが、Dには子Fがいます。Aが死亡した時の相続人は？

6 被相続人Aには。配偶者は既に死亡していますが、子B・Cがいます。Cは死亡していますが、Cには子Dがいます。被相続人AはDと養子縁組をしました。Aが死亡した時の相続人として、Dの法定相続分は？

2-1-3 相続人の範囲

■相続人の範囲

配偶者 + 子 → 尊属 → 兄弟

※相続人調査

※胎児

※再代襲: 兄弟姉妹のときは不可

■養子縁組の効果

- ・代襲相続人は直系卑属(血族)である必要がある(民法887条2項)。
- ・相続分の二重取得も可能。
- ・遺留分を減らす効果

2-2-1 相続人の確定

事例

- 1 相続人となる範囲にあたる人でも、相続人にならない人はいるのでしょうか？
- 2 相続人が誰もいないときは、どうなるのでしょうか？
- 3 被相続人が遺言で一定の財産をAに遺贈させると記載していました。被相続人死亡後にAが相続放棄をしたときに、Aは遺贈で相続財産をもらえるのでしょうか？

2-2-2 相続人の確定

■ 相続欠格 (民法891条)

- ・「相続人となることができない」
- ・相続債務は？
- ・代襲相続との関係

■ 推定相続人の廃除

- ・被相続人の意思に基づいて、推定相続人の相続資格を剥奪
- ・生前、被相続人が家庭裁判所に請求 (民法892条)
- ・生前、被相続人が遺言で廃除の意思表示 (民法893条)
- ・代襲相続との関係

2-2-3 相続人の確定

■ 相続放棄

- ・「初めから相続人とならなかつたものとみなす」
- ・期間制限と期間伸長
- ・全員相続放棄したときの遺産分割の進め方
- ・法定単純承認(民法921条)
- ・管理責任(民法918条)
- ・相続放棄と遺贈の関係

■ 相続分の放棄・譲渡

- ・相続分の放棄により他の相続人の相続分が変動
- ・相続債務の取り扱い
- ・相続分譲渡のメリット

2-2-4 相続人の確定

■遺産分割の当事者に関してその他の注意点

- ・認知症の当事者がいる場合(民法860条・826条)
- ・未成年の当事者がいる場合(民法826条)
- ・遺言で第三者に包括遺贈されている場合
- ・連絡や所在が不明な当事者がいる場合
※失踪宣告

3-1 遺産分割の対象及び個別論点

事例①

1 以下のものは遺産分割の対象となるでしょうか？

ア 不動産

イ 不動産賃借権(借主としての地位)

ウ 預貯金等の金銭債権

エ 現金

オ 損害賠償請求権

カ 生命保険金請求権

キ 死亡退職金・弔慰金等の遺族給付

ク 遺産から生じる果実・収益

ケ 株式

コ 協同組合の出資金払戻請求権

3-2 遺産分割の対象及び個別論点

事例②

サ 社債

シ 国債

ス 動産

セ 金銭債務

ソ 葬儀費用

タ 遺産管理費用

チ お墓・遺骨

3-3 遺産分割の対象及び個別論点

■遺産分割の対象とならない主なもの

・遺産は死亡時に有する財産的権利義務(一身専属のものを除く)

→ただ、遺産の範囲 ≠ 遺産分割対象財産の範囲

1 遺産のうち遺産分割対象から除かれるもの

・可分債権や金銭債権、債務

・時点の問題(相続開始時に存在して、遺産分割時に存在していないもの)

2 遺産ではないが遺産分割対象としてよいかどうか問題となるもの

3-4 遺産分割の対象及び個別論点

■実務

遺産分割の対象とならない財産・債務等について争う場合は、別途訴訟が必要。

しかし、実際は交渉・調停でそれも含めて話すことが多い。

以下、個別の遺産・債務について、遺産分割調停でよく争いとなっているものについて個別にみていく

3-5 遺産分割の対象及び個別論点

■調査

遺産・債務の調査方法

■遺産の存否の争い

■遺言があるとき 「相続させる遺言」「遺贈」

- ・遺言の有効性に争いがある場合
- ・遺言の解釈に争いがある場合

3-6 遺産分割の対象及び個別論点

■ 預貯金

- ・可分債権として金融機関に請求できるかどうか
- ・名義預金

■ 損害賠償請求権

預金について生前の無断引き出し・使い込み

■ 死亡退職金・弔慰金等の遺族給付

相続放棄をしたときに受け取ってよいのか

■ 株式

どのように株式は行使すればよいのか等

4-1 特別受益

事例

- 1 私は、父の生前に父から家を建てる時の建築資金をもらいました。父の相続のときに何か影響するのでしょうか？
- 2 問1が自社株のときはどうでしょうか？
- 3 父契約者の生命保険を父死亡後に受け取りましたが、何か影響するのでしょうか？

4-2 特別受益

■特別受益とは

遺贈されたり生前に贈与を受けた者が、相続に際して他の相続人と同じ相続分を受けると不公平になる。そのため、公平を図ることを目的に、遺贈・贈与分を相続財産に持ち戻し(加算)して相続分を算定し、受けた相続人から遺贈・贈与分を控除する(民法903条)。

■具体例 相続人はA・B2名で、遺産100万円、Aのみ20万の特別受益を受けている場合

4-3 特別受益

■特別受益にあたるもの

・民法903条

被相続人から、「遺贈」を受け、又は「婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与」を受けた者があるとき

→どのようなものが特別受益にあたり持ち戻し対象となる？

- ・婚姻・養子縁組のための持参金・支度金、結納金・挙式費用
- ・学費(高校、大学、留学費用)
- ・居住用不動産の贈与や資金援助
- ・お祝い(新築祝い、入学祝い)
- ・営業資金の贈与
- ・遊興費のための贈与
- ・債務の肩代わり支払い
- ・相続人の妻や子への贈与

4-4 特別受益

■持ち戻し免除の意思表示(903条3項、明示、黙示)

- ・遺贈の場合は、遺言によってなされる必要がある
- ・黙示の意思表示が認定される視点

被相続人が特定の相続人に対して、相続分以外に財産を相続させる意思を有していたことを推測させる事情があるか否か

■争いになった場合

家庭裁判所は、審判で特別受益の有無や価額を判断できる。

■生命保険・死亡退職金等

保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により持ち戻し対象となる。

4-5 特別受益

■不動産

- ・借地権の生前名義変更、設定
- ・無償使用(使用貸借)
- ・被相続人が、相続人の1人の債務について物上保証している不動産がある場合

■株式

- ・相当期間前に後継者に株式譲渡して、株価が上昇した場合

■被代襲者が得た特別受益

代襲相続人の特別受益として考慮されるのか否か

5-1 寄与分

事例

1 私は、父の生前に仕事をやめて父の介護を行ってきました。父の相続のときに考慮されるのでしょうか？

2 私は、夫の家業を無償ですっと手伝ってきましたが、夫の相続のときに考慮されるのでしょうか？

3 私は、夫名義で家を買うときに、自己資金を出しましたが、夫の相続のときに考慮されるのでしょうか？

4 私は、妻名義の賃貸マンションについて、管理会社を入れずに、賃料収入や修繕等の管理全般を行ってきましたが、夫の相続のときに考慮されるのでしょうか？

5-2 寄与分

■寄与分とは(民法904条の2)

被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与(通常期待される程度を超える貢献)をした者があるときに、相続財産のうちから寄与相当額の財産を取得させ、共同相続人間の公平を図る

■具体例

遺産が100万で、相続人が子A・Bのみで、Bの寄与分が30万の場合

■相続人でない親族の場合

特別の寄与(民法1050条)

※各相続人へ金銭請求

■代襲相続人の場合

5-3 寄与分

■ 決定方法

協議が整わないときは、家事調停、家庭裁判所審判により決定(遺産分割と別途、寄与分を定める処分の申立が必要)

■ 要件(民法904条の2)

- 1 「被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により」
- 2 「被相続人の財産の維持又は増加について」
- 3 「特別の寄与をした」

被相続人と相続人の身分関係に基づいて通常期待されるような程度を超える貢献である必要

■ 考慮要素

「寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮」

5-4 寄与分

類型

1 家業従事型

- ・家業である農業、商工業等に従事
- ・平均賃金や遺産総額に対する貢献割合で算定

2 金銭等出資型

- ・被相続人の事業に関して資金拠出、不動産購入資金援助、医療費・施設入所費の負担等

3 療養看護型

- ・病気療養中の被相続人の療養介護に従事
- ・①どのような症状で、②どのような療養看護が必要だったか
- ・看護人の費用支出相当額が基準

5-5 寄与分

類型

4 扶養型

毎月仕送りするとか、同居して衣食住の面倒をみていたという形で、相続人が被相続人の扶養を行い、生活費等の支出を免れたため財産が維持されたような場合

5 財産管理型

不動産の賃貸管理や立ち退き交渉などで占有者廃除等、被相続人の財産を管理することで財産の維持形成に寄与したような場合

6-1 遺産の評価

事例

- 1 遺産分割の際に、不動産や株式の評価方法はどのようにして決まっていくのでしょうか？
- 2 遺産分割の際に、評価は相続時と遺産分割時のどの時点の評価を採用するのでしょうか？

6-2 遺産の評価

■遺産分割の評価時点

遺産分割時 ※ただし、特別受益・寄与分等

■不動産の評価の実際

- ・公的評価
- ・査定
- ・鑑定(私的、裁判)

■不動産

- ・借地、使用貸借
- ・抵当権付き不動産(被担保債務が相続債務)

■非上場株式の評価

7-1 法定相続分と具体的相続分

事例

1 法定相続分

(1) 被相続人は後妻の子で、兄Aが1名います。被相続人と前妻との間にも子Bが1名います。

被相続人には、配偶者・子・尊属がいませんが、相続人及びその法定相続分は？

(2) 被相続人は、前妻の子Aと後妻の子Bがいます。被相続人には配偶者はいません。相続人及びその法定相続分は？

2 法定相続分と具体的相続分という言葉があると聞きましたが、何が違うのでしょうか？

7-2 法定相続分と具体的相続分

■法定相続分

民法900条

四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

■具体的相続分

- ・特別受益分を控除して算定
- ・寄与分を加算して算定
- ・特別受益がその相続人の相続分を超過するときの取り扱い
- ・例 相続人はA・B2名で、遺産100万円、Aのみ20万特別受益のとき

■実務

8-1 具体的な分割方法

事例

- 1 例えば、遺産に不動産があったときに、どのような分割方法があるのでしょうか？
- 2 分割方法で当事者の主張が対立するときに、原則としてどのような順序で検討するのでしょうか？

8-2 具体的な分割方法

■ 4つの主な分割方法

- ・現物分割
分筆等
- ・代償分割
資力要件
- ・換価分割
競売
- ・共有分割
紛争の継続

8-3 具体的な分割方法

■一部分割

■遺産分割前における預貯金債権の行使（民法909条の2）

第九百九条の二 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の三分の一に第九百条及び第九百一条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額（標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

■配偶者居住権

9-1 遺産分割に付随する諸問題

事例

- 1 協議成立した際の遺産分割協議書作成
税金、登記の問題
- 2 協議成立しないときの、調停申立、審判(即時抗告等)や訴訟、強制執行等
- 3 税務の期限管理
紛争化して弁護士案件となった後
- 4 弁護士が作成した協議書でも税務上漏れがある可能性がある
あるので精査必要

ご清聴ありがとうございました